

マイナンバー対策は できていますか？



なんでも屋のなんちゃんニュース Vol.08

社長、最近、マイナンバーの話が多いですね。

マイナンバーは平成27年10月に国民に通知され、平成28年1月から、行政手続きで使われるみたいだよ。

マイナンバーはどんなものに必要なんですか？

えーっと...

これね、ま...

あっ、うちの雑波先生...

お答えします。それはですね、**確定申告や源泉徴収票、社会保険の取得**に使われますから、会社は社員のマイナンバーを預かり、適切に管理する必要があります。

適切に管理？漏れないようにしなければいけないということですね。

そうです。社員のマイナンバーの漏洩防止やアクセス制御、組織体制や担当者の監督など安全管理措置をしっかりと行い、社員研修などをする**とともに、マイナンバーの取扱規程を就業規則**などの社内規程に追加する必要があります。

就業規則？えっ？就業規則は必要ですか？

社員10人以上の会社は労働条件や規律などが明文化された就業規則を作成して、労働基準監督署に届ける必要があります。

キラキラ

社員10人未満でも、就業規則を作成すべきですね。就業規則を作成することで、会社のルールがはっきりして職場の雰囲気が良くなり、労働トラブルを未然に防げます。また、会社の**イメージアップ**にもつながりますし、まだまだプラスになることはいっぱいあります。

マイナンバーの取扱規程もそのひとつですね。

そうですね。それじゃ早速、就業規則を作成することにします。雑波先生にお願いしてもいいですか？

もちろんです！

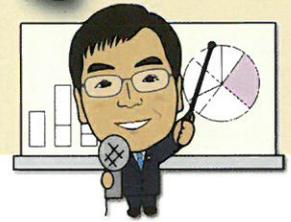
難波総合事務所ではいつでも就業規則作成のお手伝いをしております。この機会に就業規則を作成して会社をどんどんよくしていきましょう。これでマイナンバー対策もバッチリ！

先生、よろしくお願致します。

これで安心♡

おまかせください

マイナンバー制度に向けて 就業規則を作ろう!



税務関係書類へのマイナンバーの記載時期

		記載対象	番号の記載及び提出時期(一般の場合)
所得税 個人住民税	国税 地方税	平成28年1月1日の属する年分 以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期 (平成29年2月16日から3月15日まで)
個人事業税	地方税		
法人税 法人住民税	国税 地方税	平成28年1月1日以降に開始する 事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで (延長法人は平成29年3月31日まで)
法人事業税	地方税		
法定調書	国税 地方税	平成28年1月1日以降の金銭等の 支払等に係る法定調書から(注)	(例)平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	国税 地方税	平成28年分の支払報告書から	(例)平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	国税 地方税	平成28年1月1日以降に提出 すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

社会保障関係書類へのマイナンバーの記載時期

	施行日		施行日
雇用保険	平成28年1月1日提出分～	健康保険・ 厚生年金保険	平成29年1月1日提出分～

就業規則を作成するメリット

①合理的で効率的な労務管理	労働条件や会社の規律を定めることで、合理的で効率的な労務管理ができます
②会社のイメージアップ	合理的で効率的な労務管理ができると労働能率を高めることができ、会社の評価向上につながります
③職場の雰囲気アップ	会社のルールがはっきりすると、社員が安心して働くことができ、職場の雰囲気も良くなります
④安定した労使関係	雇う側と働く側間のトラブルを未然に防ぐことができ、安定した労使関係を作ることができます
⑤助成金申請	就業規則があることが前提の助成金(キャリアアップ助成金など)を申請することができます

難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話]090-1676-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)

✉ t-namba@sirius.ocn.ne.jp



TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818

🏠 http://namba-one.com/